

「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館
総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務
委託先の公募について（公募公告）

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長

『Play For Humanity: Sport and Music for All』というテーマのもと、セルビア共和国ベオグラードにて開催される「2027 年ベオグラード国際博覧会（会期：2027 年 5 月 15 日～8 月 15 日）」については、2025 年 8 月 8 日の閣議了解により、日本政府が、経済産業省を幹事省、文部科学省を副幹事省とし、独立行政法人 日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という。）を参加機関として公式参加します。

本件参加に際し、現在取りまとめ中の基本計画に基づき、これを具現化するための総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務につき、委託先を企画競争にて選定します。ご関心のある方は、下記内容をご確認の上、応募願います。

記

1. 委託内容

- (1) 案件名：「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務
- (2) 案件の内容等：公募説明書による
- (3) 契約期間：契約締結日～2028 年 3 月 31 日

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) ジェトロの「契約に関する内規」第 12 条に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格を有する者であり、令和 7・8・9 年度の資格の種類「役務の提供等」の A 等級、B 等級、C 等級又は D 等級に格付けされている者であること。
- (3) 全省庁統一資格を有していないものであっても、以下により、ジェトロに等級確認を申請し、当該資格の等級を有することが確認できた者であること。

申請方法：2025 年 10 月 28 日（火）17 時 00 分までに申請書類をジェトロの等級確認デスクまで提出するとともに、本案件への応募を目的とする申請である旨を同デスクまで連絡すること。同デスクの連絡先は、下記 10. に記載のとおり。

審査結果：2025 年 10 月 29 日（水）17 時 00 分までに同デスクより連絡する。

- (4) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し経済産業省もしくはジェトロから指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本委託業務を 1 法人でまかなうことが出来ない場合、コンソーシアムを組むことは可能。但しその場合、全法人が上記(1)～(4)の条件を満たしていること。なおジェトロとの契約はコンソーシアム構成者全法人となるが、ジェトロとの連絡窓口、ジェトロからの支払等は主幹事法人のみとなる。また、同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。
- (6) 本委託業務の目的の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員を有していること。同一人物が複数部門を

担当することは可。

- (7) ジェトロの他部署及び第三者機関からの受託業務等により、本業務に支障をきたさないこと。
- (8) 「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館にかかる各種業務の入札や公募に関わる情報等、本業務の履行にあたり知り得た情報について、本業務の履行の目的以外に使用しない体制、情報漏えいを発生しない体制、対策・措置が取られていること。
- (9) 以下の要件のいずれかを満たしていること。なお、コンソーシアムを組む場合には主幹事法人が以下の要件のいずれかを満たしていること。
 - ・プライバシーマークの使用許諾を保有していること。
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。
- (10) セルビアの現地法規制等の情報を入手できる体制を構築している（例：セルビアに関連会社または協力会社がある、セルビアに精通した人材に協力依頼できる体制を構築しているなど）こと。
- (11) 総括責任者及び部門別担当者（経理担当者を除く）は博覧会業務に関する十分な専門知識やノウハウを有すること。

3. 公募説明会

(1) 公募説明会

日時：2025 年 10 月 27 日（月）10 時 00 分

場所：ジェトロ 9C 会議室

※出席者は 1 法人につき最大 3 名とする。

※当日は開始 15 分前までに 6 階総合受付に参集のこと。ジェトロ担当者が会場まで誘導する。

(2) 公募説明書の交付場所

本公告の日から下記 9.及び公募説明会会場にて交付。E-mail による交付を希望する場合には、下記（3）宛に E-mail にて申し込むこと。件名は、「【公募説明書交付希望】2027 年ベオグラード国際博覧会 日本館総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務」とし、本文には、希望者の所属（企業名等）、住所、氏名、連絡先等を記入すること。

(3) 質問の受付

質問は次の宛先に E-mail で連絡し、その際の件名は「【質問】2027 年ベオグラード国際博覧会 日本館総合プロデュース・調整、展示設計・監理、広報業務」とすること

ジェトロ 海外展開支援部 国際博覧会課（担当：山本、福岡、渡辺）

E-mail：ODE@jetro.go.jp

※受付期間は公募説明会終了時から 2025 年 10 月 29 日（水）12 時 00 分までとする。

※質問に対する回答は、2025 年 10 月 30 日（木）17 時 00 分までに、公募説明書受領者全員に対し E-mail にて通知する。

4. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 提案書 10 部（資料を含む）
- ② 見積書 1 部
- ③ 全省庁統一資格の審査結果通知書の写し、又はジェトロ発行の等級確認結果通知書の写し 1 部
- ④ 上記 2.（6）～（11）の要件を満たしていることを証明する書類又はその写し 各 1 部

- ⑤（該当者のみ）上記 2.（5）に示す各書類の写し 1 部
- ⑥（該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類の写し 1 部

(2) 応募書類提出期限

2025 年 11 月 25 日（火）12 時 00 分必着

※ 下記(3)提出先まで持参または郵送すること。

※ 郵送の場合は書留郵便等配達記録が残るものに限る。

※ FAX や E-mail 等での提出は受け付けない。

(3) 応募書類の提出先

ジェトロ 海外展開支援部 国際博覧会課（担当：山本、福岡、渡辺）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 6 階

5. 選定方法及び選定基準等

(1) 選定方法

① 第一次審査（書類選考）

提出された応募書類をもとに、「2. 応募資格」を満たしているか否かを審査する。結果については、応募書類提出期限後、速やかに連絡する。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

日時：2025 年 11 月 26 日（水）13 時 00 分～18 時 00 分（予定）

場所：ジェトロ 9C 会議室

※プレゼンテーションの順番は、応募書類の受領順をもって決定する。

※プレゼンテーションは、上記時間帯のうち、約 30 分（変更の可能性有り）とする。各社のプレゼンテーション開始時間は、2025 年 11 月 25 日（火）17 時 00 分までに連絡する。

※出席者は 1 応募者につき最大 3 名とする。

※当日は開始 15 分前までに 6 階総合受付に参集のこと。ジェトロ担当者が会場まで誘導する。

(2) 選定基準

体制、実績、企画提案等について総合的に評価する。

評価基準書は、公募説明書と一緒に配布する。

(3) 企画提案書の特定/非特定・通知

応募書類提出期限後 10 日以内に、最適な提案書を特定した時は、その提案書を提出した企業等に対して、当該提案書を特定した旨の通知を書面にて行う。また、提案書を特定しなかった応募企業等に対しては、当該提案書を特定しなかった旨を書面により通知する。

(4) 契約締結

官報公示の 20 日以降に契約締結を行う。

6. 契約上限金額

295,350,000 円（税別）

7. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 公募保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 応募無効 本要領に示した競争参加資格のない者による公募及び公募に関する条件に違反した応募。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 本契約は 2026 年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は案件を取り止めることがあり得る。
- (6) 競争の公平性確保のため、本業務受託者(コンソーシアム構成者を含む)は、本業務に係る業務委託契約締結後に「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館にかかる各種実施業務入札及び公募への応札応募を不可とする。
- (7) 受託者は①国際博覧会に関する現行の条約、②「2027 年ベオグラード国際博覧会」の一般規則と特別規則、ガイドライン及び博覧会開催国の関係政府及び開催者が定める指示、命令等、③博覧会開催国及び開催地の建築、消防、環境、衛生、安全、労働、広告等に関する法令等を遵守し、これに適合するように業務を行わなければならない。
- (8) 提出された提案書の差し替え及び再提出は不可。
- (9) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担。
- (10) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
- (11) 応募書類は返却しない。
- (12) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすると共に、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (13) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (14) 特定された者は、企画競争の実施の結果、最適なものとして特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (15) 特定された者は、特定後、ジェトロの指示に従い支出計画書を提出すること。支出計画書の作成にあたっては、積算に係る根拠資料を添付すること。

9. 問い合わせ先

ジェトロ 海外展開支援部 国際博覧会課（担当：山本、福岡、渡辺）
〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 6 階
電話：03-3582-4688 E-mail：ODE@jetro.go.jp

10. 等級確認に関する問い合わせ先

ジェトロ 等級確認デスク（オフィスサプライセンター内）
〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 11 階
E-mail：touroku@jetro.go.jp
なお、申請書フォーマット等は直接メールにて送付する。

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への O B の再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構 O B に係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）